

# 激変緩和検討のための基準額の本算定結果と措置の方法について

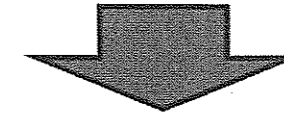
## 1 基準額（年額）の本算定結果

市町名	基準額【一人当たり】 (円)		1年分の 増加率 (%)※
	㉘決算額を基に 算出した基準額	㉙推計を基に 算出した基準額	
新温泉町	108,316	127,601	8.5%
加西市	117,771	136,846	7.8%
三田市	119,406	137,446	7.3%
稲美町	114,537	130,344	6.7%
赤穂市	114,983	130,787	6.7%
相生市	111,366	125,156	6.0%
加東市	130,505	143,438	4.8%
猪名川町	113,531	124,501	4.7%
小野市	127,343	139,040	4.5%
福崎町	119,825	129,481	4.0%
川西市	124,886	134,673	3.8%
三木市	120,962	130,422	3.8%
芦屋市	145,742	156,497	3.6%
高砂市	117,162	125,644	3.6%
養父市	115,628	123,752	3.5%
加古川市	118,723	126,937	3.4%
市川町	118,169	125,737	3.2%
明石市	125,300	132,649	2.9%
西宮市	137,346	145,276	2.9%
佐用町	121,228	128,069	2.8%
淡路市	139,987	146,477	2.3%
篠山市	118,240	123,290	2.1%
西脇市	129,210	134,022	1.9%
神戸市	126,881	131,298	1.7%
丹波市	126,653	130,957	1.7%
宝塚市	131,472	135,450	1.5%
朝来市	116,482	119,829	1.4%
香美町	116,334	119,359	1.3%
豊岡市	114,065	116,902	1.2%
多可町	124,552	127,233	1.1%
姫路市	120,192	122,615	1.0%
南あわじ市	143,628	146,307	0.9%
上郡町	114,254	116,232	0.9%
たつの市	124,597	126,310	0.7%
神河町	110,120	111,530	0.6%
太子町	117,456	117,939	0.2%
洲本市	126,661	126,665	0.0%
伊丹市	129,345	129,069	▲0.1%
播磨町	118,391	118,077	▲0.1%
宍粟市	136,695	133,707	▲1.1%
尼崎市	132,628	128,122	▲1.7%
県平均 又は合計	126,439	131,303	1.9%

## 2 本算定の前提及び計算方法

- ① 保険給付費は、直近過去3年度の実績をベースに推計（国システムによる算定値）【3,947億円】※
- ② 改革による影響に着目して激変緩和措置の必要性を判定するため、市町毎に異なる一般会計繰入金、県調整交付金（2号分）、任意給付、保健事業費等を考慮しない額（基準額）で比較

※ 診療報酬改定を加味して算定



実際の保険料額とは異なる（実際の保険料額は納付金をもとに軽減分等を加味して市町が決定）

## 3 激変緩和措置の方法と必要額

- ① 措置対象 : 改革後の基準額が、2.9%を超えて増加する市町の当該超えた部分を措置  
※ 激変緩和措置については、新制度の施行状況を踏まえ、3年毎に見直し
- ② 必要額（見込） : 約10億円（H30）

※ 国が示す方法により、1年分に置き換えた増加率(㉘-㉙)の2年分の増加率の平方根により算出